

| | | |
|-----------------|---|--|
| 商 品 名 | 財産形成年金定額貯金 | |
| ご 利 用 いただける方 | ●55歳未満の勤労者の方（非居住者の方等、ゆうちょ銀行所定の方を除きます。） ※役員の方等は、勤労者に該当しません。 | |
| 据 置 期 間 | ●預入日から起算して6か月 | |
| 預 入 金 額 | ●1,000円以上、1,000円単位 ●1口の預入金額は、1,000円 | |
| 非課税限度額 | ●財形住宅貯蓄と合算して、財形貯蓄非課税限度額（お一人さま550万円）まで。ただし、2007年9月30日までに新規預入をした場合は、お一人さま385万円まで。 | |
| 預 入 方 法 | ●5年以上の期間にわたって定期（毎月又は夏季・年末のボーナス時期等）に賃金からの控除（天引き）により預入していただきます。 ※ゆうちょ銀行所定の時期に、預入金額の変更ができます。 ※預入日から起算して10年が経過した場合には、自動的に払い戻し、払戻金の全部を新たな財産形成年金定額貯金として預入します（継続預入の取扱いをします。）。 | |
| 払戻方法 | 受取方法 | ●5年以上20年以下の期間、次のいずれかの受取方法で、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口で払い戻し、又は通常貯金へ振り替えて預入します。 ■定額型：最初に預入した貯金から順次払い戻して受け取る方法（年金額が毎回ほぼ同額になります。） ■逦増型：最後に預入した貯金から順次払い戻して受け取る方法（年金額が後になるほど概ね増加します。） ■前厚型：一定期間は多い金額で、その後の期間は少ない金額で受け取る方法 ※最後の預入月の翌月から年金支払開始月の前月までの期間は、5年以内に限りです。 ※支払開始月の初日までに満60歳を迎えていること。 ※最後の年金支払月には、貯金の全部を払い戻します。 ※継続預入のための払戻しをする場合並びに預金者が死亡した場合及び一定の身体障害となった場合を除き、払戻し又は譲渡はできません。 ※年金の受取りのための払戻し以外の払戻し等を行ったときは、全部払戻しの請求があったものとして取り扱います。 ※1口の預入金額を分割しての払戻しはいたしません。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料のご提示をお願いする場合があります。 ※前厚型による受取りの新規申込み及び前厚型への受取方法変更のお取扱いは行っておりません。 |
| | 受取回数 | ●毎月、2か月ごと、3か月ごと、4か月ごと、6か月ごと又は1年ごと |
| 利 率 | ●預入時の利率を約定利率として預入日から起算して最長10年間適用します。 ※据置期間内に払い戻す場合には、据置期間内払戻利率を適用します。 | |
| 利 子 計 算 | ●月割計算で、半年複利の方法で計算します。 ※預入後3年までは、6か月ごとの段階利率となっており、預入日から起算して10年間は預入から払戻しまでの期間に応じた利率を預入時にさかのぼって適用します。 | |
| 利 子 課 税 | ●非課税 ※年金の受取りのための払戻し以外の払戻し等を行ったときは課税扱いとなり、支払済みの利子について5年間さかのぼって20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります（年金の受取りを開始してから5年が経過した後に当該払戻し等を行ったときはそれ以後の支払利子に対して20.315%の源泉分離課税となります。）。 ※あらかじめ税務署に申告をした非課税扱いの最高限度額を超過して預入をしたときは、それ以後の支払利子に対して20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 | |
| 据置期間内 払戻利率 | ●通常貯金の利率を目安とした利率とします。 | |
| そ の 他 | ●独立行政法人勤労者退職金共済機構や独立行政法人住宅金融支援機構・沖縄振興開発金融公庫による財形持家融資が受けられます（別途、機構等による審査があります。）。 | |

- ご利用になるためには、お勤め先の事業所とゆうちょ銀行との間であらかじめ契約が必要です。
- 財産形成年金貯蓄契約は、お一人さま一契約に限ります。
- この貯金は、定期性貯金のご利用限度額（お一人さま1,300万円（2007年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金（お一人さま1,000万円まで）を含みます。））とは別枠で財産形成定額貯金及び財産形成住宅定額貯金と合算して550万円までご利用いただけます。また、定期性貯金のご利用限度額に余裕があるときは、その範囲内で、550万円を超えてご利用いただけます。なお、2007年9月30日までに新規預入をした場合のご利用限度額は、385万円までとなります。
- この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子の支払が保護されます。
- この貯金には、財産形成年金定額貯金規定その他関係規定が適用されます。
- 詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。

ゆうちょコールセンター

| | |
|------|--|
| 電 話 | 0120-108420（通話料無料） ※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。 |
| 受付時間 | ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページでご確認ください。 |

- ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

| | |
|----------------------------|------------------------------------|
| 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 | |
| 電 話 | 0570-017109 又は 03-5252-3772 |
| 受付時間 | 9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。） |

2020年12月1日現在